

技術支援に関する活動報告書

2023年12月15日

所属	氏名	印
● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ● / ● ●

月 日	支援場所	訪問先・担当者	時刻	目的	経費合計	備考
●月●日 ●月●日	弊社事務所	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●(株) ●●取締役、●●GM, ●●部長、●●担当他	●/● 13h～ ●/● 15h	●●電力PG(株)●●営業所からの回答への対応	●●千円	WE B 会議

1. 電源線に係る費用に関する省令第1項3項の該当設備を先方に求めるよう依頼した。(有識者審議会議事録の不備指摘)

【当方側の解釈】

次の各号に掲げるものは、電源線に含めないものとする。

①離島(北海道、本州、四国及び九州以外の日本国内の島をいう。)に設置された変電等設備であつて、専ら当該離島内の需要に応ずる電気の供給のために設置されたもの

※離島には無限大母線と称する系統用変電所を含む主幹系統が無いため、既設の送配電線は全て供給設備として整理

②会社間連系線（常時電氣的に接続されているものに限る。）に係る設備（会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。）

※電力融通が目的であるため、供給設備として整理

③発電所の構内における変電設備により電圧を下降させた後に発電所の構外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る設備

※自家消費のために構外の設備への供給目的であるため、供給設備として整理

④ループ状に設置された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備

※配電用変圧器の二次側母線の様に、櫛状に分岐された簡易配電箱自体が供給目的であるため、供給設備として整理

⑤前項第1号に規定する分岐して設置された送電及び配電に係る設備であって、当該分岐する箇所から数えて一番目の変電所が配電用変電所(変電所であって特別高圧から高圧への変電を行うもの及び当該変電所から需要設備に供給する電圧への変電を行うものをいう)である場合における、当該分岐する箇所から当該配電用変電所までの送電若しくは配電に係るもの又は当該分岐する箇所から需要設備までの間に変電所若しくは開閉所が設置されていない場合における、当該分岐する箇所から需要設備までの送電若しくは配電に係るもの

※係るものとは、既設の送電線及び配電線は上記と同様で供給目的であるため、供給設備として整理

※分岐しない送電及び配電に係る設備であって、発電所から需要設備までの間に変電所又は開閉所が設置されていないもの
※分岐しないとは、ループ状に構成されている配電線への連系であったとしても、片側は事故時の区分再送を目的とした予備線相当であり、供給目的(暫定運用中の発電所連系は系統安定度が下がる)であるため、供給設備として整理

2. ●●電力PG(株)が制定した指針に沿った協議内容を明確にした。(先方が提示した資料が最善の策である理由の聞き取り)

(1) “配電線路設備形成指針”第3章(P4)

「配電線路設備拡充計画策定の考え方」の「2. 対策の選定方法」に記載された①経済性、②社会環境への適応性、③保守、運用体制、④施工難易度の4点を考慮した上での対策諸案の比較を行い、適切な対策を選定する。とあるので、その比較書を説明して頂く。

(2) “配電系統アクセス指針”(P20)

「6. 発電側系統連系工事における工事費負担金契約の締結等」の②発電設備等の連系等に関し、当社以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、当社を含む関係者間の協議により定める。と決められているので、関係者間の協議を経ずに定めることが出来ないとの主張を繰り返す。

3. 連系配電線増強工事ルート図に関する質問の続行を依頼した。(記述内容の不備指摘)

(1) ●●電力PG網より提示された連系配電線ルート図に関し、当方より提示した“電圧算定表”と照らし合わせ、区間毎に如何なるプロセスを経た上での結果であるかの説明を求める。

4. 参考资料

- ・「電源線に係る費用に関する省令」
- ・「配電線路設備形成指針」
- ・「配電系統アクセス指針」
- ・「連系配電線増強工事ルート図」
- ・「電圧算定表」

—以上—

計 画				報 告			
社長	取締役	G M	報告者	社長	取締役	G M	報告者
● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●	● ● ● / ●